

# ふくし TIMES

vol. 717

<http://www.knsyk.jp>



ともしび運動

2011. 8

福祉タイムズ



〈写真・菊地信夫〉

## 優しさが教えてくれたこと

袁春梅さんは、母国中国の大学を卒業後に日本へ渡り、日本語の学習支援等を行うボランティア団体「ユッカの会」と出会った。頼る人もいない不安な日々を送る中、家族のように真剣に接してくれる人たちの姿に、当時は「どうしてこんなに良くしてくれるのだろう」という思いもあったという。「自然体の優しさに心を打たれた。簡単なことではないけれど、こんなふうにとつながり合えたら、もっと素敵な生き方ができると思う」と語る袁さん。現在は「ともしびショップポエム'10」のボランティアとして、温かい笑顔で周囲を照らしている。

## contents

- 02 特集 神奈川における災害時要援護者支援の充実に  
向けて
- 04 NEWS & TOPICS
  - ・震災後の子どもの心のケアを考える講演会開催
  - ・障害者相談支援専門員現任研修への提案まとまる
- 06 私のおすすめ  
親子におすすめの地震対策
- 07 福祉最前線  
公益社団法人認知症のひとと家族の会神奈川県支部
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年～第5回～
- 10 県社協のひろば  
第10回かながわ高齢者福祉研究大会開催報告
- 12 かながわ *Hot* 情報  
自死遺族支援自助グループ「あんじゅ」

# 神奈川における災害時要援護者支援の充実に向けて

―東日本大震災の被災者支援の取り組みから―

東日本大震災で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。被災地の復旧・復興が急務とされる中、被災した沿岸自治体で障害のある方々の被害が際立つなど、徐々に被災状況が明らかになってきています。過去の自然災害においても、犠牲者の多くを高齢者が占めたことから、災害時に配慮を必要とする方たちへの支援対策が重く受け止められてきました。今号特集では、災害時要援護者支援のしくみについて確認するとともに、東日本大震災にかかる支援活動からみえる、今後の取り組み課題を考えます。

## 災害時要援護者支援の動向

災害時要援護者（以下、「要援護者」とは、災害時の一連の行動（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等）を取るのに支援を要する方を指し、高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・難病患者・人工透析患者・外国人等が挙げられています。平成十八年三月、国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂、翌年三月には「災害時要援護者対策の進め方について」をまとめ、市区町村による要援護者の避難支援の取り組み方針等が策定・整備されるよう働きかけました。

本県においては、平成十九年三月に「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」を改訂し、平常時から要援護者の情報を収集・管理・共有するとともに、要援護者に複数

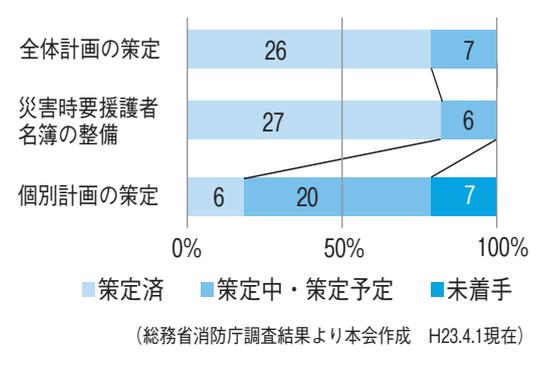
の避難支援者を定めるなど、要援護者一人ひとりの特性に応じた避難支援計画（個別計画）を策定するよう市町村に求めています。しかし現状では、個別計画を策定・更新している自治体は、全体の一八・二％にとどまっています。【下図参照】

要援護者の避難支援者には、家族・近隣住民・民生委員児童委員・ケアマネジャー・福祉サービスマネージャー・要援護者（要援護者同士による支援・助け合い）等が想定されており、その役割は、要援護者への避難情報の伝達や避難誘導、避難所でのニーズ把握等です。

## 福祉避難所の設置と活用

国の方針では、市町村の要援護者支援の一つとして、福祉避難所の設置・活用を掲げ、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成二十年六月）」をまとめています。

神奈川県内市町村の災害時要援護者支援対策状況



福祉避難所とは、要援護者のために特別に配慮された避難所を指します。災害救助法が適用された場合、都道府県またはその委任を受けた市区町村が福祉避難所を設置すると、おおむね十人の要援護者に一人の生活相談職員（要援護者の生活支援・心のケア・相談支援等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、住環境や情報伝達機器の整備、支援に必要な紙おむつ等の消耗品にかかる費用について、国の補助を受けられます。

過去の災害では、在宅や一般避難所での生活が困難な要援護者について、福祉施設や病院に搬送する等の対応もみられましたが、受け入れ側には限界があり、福祉避難所の普及が課題とされてきました。福祉避難所として利用可能な施設

## 東日本大震災にかかる災害時要援護者支援の取り組みから

東日本大震災では、地域拠点である役所が被災、要援護者に関わるデータも全損するなど、想定を超えた被害を受けました。要援護者の基礎情報が失われた状況下、混乱する被災地では、要援護者の状況把握から支援を出発し、本県の福祉関係者も全国のサポートチームと共に、その一翼を担ってきました。

### 報告1 要援護者の情報集約

(N) 神奈川県介護支援専門員協会は、県内の意志あるケアマネジャーを募り、「かながわケアマネ隊」を結成。第一次活動（四月十一日～五月十一日）として、宮城県石巻市と女川町に派遣しました。支援活動は、石巻市による要援護者の把握（ローラー作戦）への参加

**報告2** 全国的なネットワーク支援  
 岩手県陸前高田市では四月五日、被害の少なかつた生田地区の炭焼き体験施設を利用し、特に配慮が必要

※同協会では、被災地での活動報告をホームページに掲載しています。  
 URL <http://www.care-manager.or.jp/>



被災した高齢者の訪問記録は一日80件以上あり、情報集約にかかる事務負担も大きい

に始まり、避難所や仮設住宅への訪問、女川町地域包括支援センターとの協働による高齢者の生活課題の調査等へと移行しています。女川町介護福祉課から「町民はもちろん、疲勞をため込む職員も守りたい。何よりも人手が必要」との声を受け、現在、第三次活動が動き始めています。被災地では、全体的な情報集約に時間がかかり、効果的な支援体制を構築しづらい状況にあったことから、同協会の阿部充宏理事長は「要介護者と日常的に関わるケアマネジャーが発災時、関係機関との連携を生かして、どのように情報集約に関わっていくべきか。本県においても検討していく」と課題を持ち帰っています。

**報告3** 県外の派遣職員との連携  
 宮城県石巻市で障害者施設等を運営する(福)石巻祥心会は、発災後、浸

水を免れた事業所を福祉避難所として開放し、病院を退院した方や、一般避難所での生活が難しい障害当事者とその家族を受け入れました。その後、被災した障害者向けの仮設住宅の建設を進め、その開所までの間、福祉避難所の運営を続けました(七月三日閉所)。

その後、一機関のみによる支援では難しいことを踏まえ、五月以降の運営を(社)全国老人保健施設協会の被災地支援プロジェクトに参加する(医)青山会(三浦市)に委託し、同法人・三浦市社協・横浜市老人保健施設連絡協議会等の混成チームにより、六月十五日までの間、その機能を果たしました。

「生出炭の家宅老所」の支援目的は、仮設住宅等で生活を再開できるような心身機能の維持を図ること、一時的な福祉施設入所の受け入れ先の確保に向けた連絡調整等です。

現地で活動した漆間伸之さん(横浜市老人保健施設連絡協議会副会長)は、「被災した家族が生活を再建するためにも、支援が必要な高齢者を一時的に受け入れる福祉避難所の役割は大きい」とし、さらに運営面では、全国的なネットワークによる支援が必要であることを指摘しています。

高年齢者の福祉避難所「生出炭の家宅老所」を設置しました。同市は福祉避難所を事前に指定していませんでしたが、福井県の緊急消防援助隊の派遣をきっかけに、福井県勝山市の協力を得て、開所へとつながっています。

被災地支援に関わる方へのメッセージ

独立行政法人神奈川県立病院機構  
 神奈川県立こども医療センター  
 児童思春期精神科部長 新井 卓



「支援者も心のケアを大切に」

今回の東日本大震災では、地震・津波に加えて原子力発電所の放射能被害と、これまでに例をみない多くの方が被災されています。そして、さまざまな領域で支援者の活動も繰り広げられています。被災された方々の心のケアが必要なことはもちろんですが、ここで忘れてはならないのは、支援者の心のケアも重要だということです。

支援者は、その使命感からくる過度の活動や自らが被災から免れたことに対する罪責感など、さまざまな心理的ストレスにさらされているといえます。数多くの被災体験を連日傾聴するだけで、いわば二次的な心的外傷を体験することになるともいわれています。支援者はこうした心理の状態に陥る可能性を知っておくこと、支援者自身も心理的ケアを受けることに寛容であることが求められるでしょう。こうした準備があって初めて、本当の意味での支援者となれるのかもしれませんが。

被災地との調整役を担った、同連合会の森下浩明さん(福みなど舎)は、「刻一刻と変化する現地の状況について、短期間で入れ替わる県外からの派遣職員も情報共有し、共通認識を持つことが重要」としています。

本県における災害時要援護者支援に向けて

前述の本県指針は、「発災直後は公助・共助のしくみが一時的に混乱し、本格的な活動に時間を要することを念頭に、自助・共助・公助につながる一連の取り組みを確認する必要がある」としています。

地域の防災計画の見直しが急務とされる中、一人ひとりの防災意識と、要援護者がこぼれ落ちることのないネットワークづくりに向けて、本会においても、さまざまな取り組みを通して、災害時対応の情報交換や、全国レベルの連携の促進等に取り組んでいきます。

(企画調整・情報提供担当)

震災後の子ども心のケア  
を考える講演会開催

去る七月二日、横浜弁護士会の主催で、「震災を受けた子どもと家族の心のケア—いま大人は子どものために何ができるか—」をテーマに講演会が開催されました。

兵庫県では、平成七年の阪神・淡路大震災の後、「こころのケアセンター」を五年間の期限付きで立ち上げており、その際、臨床心理士として仮設住宅を訪問するなどの活動にあたっていた、堀口節子さん（N）ひょうご被害者支援センター）がその経験を語りました。子どもは、自分の経験や感情を言葉で上手に伝えることができないため、行動や体調に変化が表れることが多くなるそうです。「被



「生き残ったことへの自責の念を訴える子どもは多い」と、子どもの苦しみの大きさを訴える堀口さん

災後の慌ただしい生活の中で、子どもが落ち着いて過ごしてくれれば大人にとって助かる面もあるが、ストレスを発散できないと、子どもの心の傷は深まっていく」と堀口さんは指摘します。特に思春期にある場合、素直に思いを語る事が難しいため、気持ちを共有し合えるグループをつくるなど、工夫が必要だそうです。

震災時の映像が繰り返し流されることの影響については、「目から入る情報は刺激が大きい。どうしても気になる内容なら、耳から入れてはどうか」とアドバイスがありました。また、本県に避難する被災者支援について、被災者同士がつながる場づくりを提案し、「地区社協などと連携して、地域の方にも参加してもらえらるといい」と説明を加えました。

子どもの権利委員会委員長の高橋温さん（横浜弁護士会）からは「目の前にいる子どもの『今』の思いに寄り添い、共に考え、解決していけるか。そこに尽きるところ」とまとめがあり、一人ひとりの子どもに向き合う姿勢の大切さが確認されました。

（企画調整・情報提供担当）

障害者相談支援専門員現  
任研修への提案まとめ

平成十八年度施行の「障害者自立支援法」では、「相談支援事業」が市町村の責務として位置付けられました。この事業では、保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の実務経験を有した相談支援専門員（以下、「専門員」）が、障害のある方や家族等からの相談に応じるほか、連絡調整やサービス等利用計画の作成等の必要な支援を行っています。

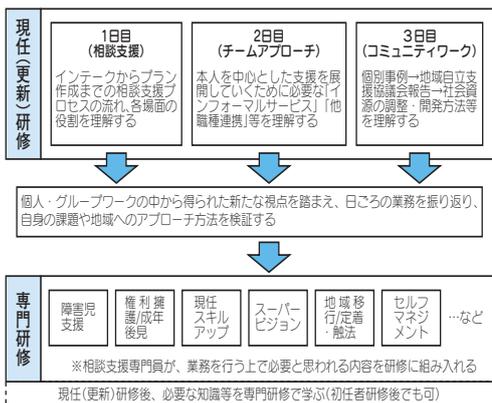
障害のある方が住み慣れた地域で安心してながら、自分らしい生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で求めていることや抱える課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な福祉サービス等に結びつけていくことのできる相談支援の体制づくりが重要となります。相談支援の中核を担う専門員への期待は、今後ますます高まるとともに、それに応えることのできる専門性をどう担保していくかが喫緊の課題となっています。

専門員には資質向上を目的に、初任者研修・現任研修の受講が義務付けられています。しかし、都

道府県（政令指定都市）ごとに研修内容が統一されておらず内容にばらつきがある、受講者層がさまざままで研修ニーズにずれがあるなどの問題があり、専門員の多くが求めている、相談業務に役立つ知識・技術のスキルアップや適切な指導・助言を十分に受けづらい状況もありました。

こうしたことから、研修のあり方を見直し内容を充実させていくと、本県の研修で講師等を担ってきた官民の関係者が中心となり活動する、(N)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、厚生労働省の補助を受け、研修の効果的な実施方法や受講者のニーズにあったカリキュラムを調査研究し、提案をまとめました。

提案された現任研修カリキュラム案と専門コース別研修案との関係図（研究報告書より本会作成）



# 福祉のうごき

2011年6月30日~7月29日

Movement of welfare

## ●高齢者人口のうち、一人暮らし世帯割合の上昇続く

「平成22年国勢調査【抽出速報集計結果】」が6月29日に公表され、一人暮らし世帯が1588万5千世帯と最も多く、一般世帯の3割を超えたことが分かった。65歳以上の人口は、前回調査時(平成17年)に比べ14.1%増の23.1%と世界で最も高く、一人暮らし世帯人口が15.6%を占め、上昇し続けている。本県の65歳以上の人口のうち、一人暮らし世帯の占める割合は16.4%で、全国水準より高い値となっている。

## ●貧困率16%、過去最高

厚生労働省が7月12日に公表した「平成22年国民生活基礎調査」で、相対的貧困率が16.0%、17歳以下の子どもの貧困率15.7%と、1985年以降、最も高くなったことが分かった。相対的貧困率とは、可処分所得(家計が手にする所得から税金・保険料等を引いた、自由に使える所得や貯蓄)を多い方から順に並べ、真ん中の値の半分に満たない人の割合を指す。その基準となる値は「貧困線」と呼ばれ、同調査では112万円、特に母子家庭の収入の低さが目立っている。

## ●ボランティア活動拠点「かながわ金太郎ハウス」開設

本県は7月24日、県内から被災地を訪れてボランティア活動をする人たちの拠点となる宿泊施設を岩手県遠野市に開設した。当面は、神奈川県バス協会の協力を得て運行している「ボランティアバス」と連携した運用を行う。

〈ボランティアバスの参加申込先〉かながわ東日本大震災ボランティアステーション事務局

☎045-312-1121 (内4141)

URL [http://ksvn.jp/category/news/volunteer\\_comeon](http://ksvn.jp/category/news/volunteer_comeon)

研究では、先行研究をもとに研修における課題を、①単にサービスマニュアルの考えのもと利用者支援を行う、という視点に立った研修内容の検討、②自己の振り返りの機会や指導・助言を得る機会の確保、③基礎的な内容を繰り返し受講することのできる更新研修と、繰り返し受ける意味のある全国標準のカリキュラムの提案、④これまでの研修からのつながりが意識できる専門研修の実施と、それを含めた研修の体系化の四点に

整理しました。課題を踏まえ、現任研修(初任者研修終了後五年内に受講)については、基礎的な内容を繰り返し受講できる更新研修と位置付け、相談支援、チームアプローチ、コミュニケーションの手法を、講義と演習、実践による自己の振り返りにより確認する内容とした「現任研修標準カリキュラム案」を作成。併せて、効果的な実施に向け、研修担当者等への「研修のつくり方」を提示しています。

また、試行的研修の受講生への面接調査から、専門員に必要な六つの専門研修を抽出し、研修の概要とカリキュラム案を作成。受講生個々のレベルに合わせたスキルアップが図れるよう提案しています。法改正における検討でも、相談支援の充実に向けた整備が進められているところです。障害のある方の主体性や自己決定を大切にしながら、柔軟に対応することのできる相談支援の実現に向け、専門員の日々の研鑽を支えるしくみづくりが求められています。

(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

**京浜警備保障株式会社**

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内  
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

**神奈川県福祉研究会**

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい  
デザイン・印刷・ホームページ制作



**きかん印刷**  
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12  
営業部 TEL045(785)1700(☎) FAX045(784)8902  
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598  
<http://www.kki.co.jp/>

# 私のおすすめ

## 親子におすすめの地震対策

### 日ごろからの備えが重要！

文部科学省の地震調査委員会の発表（2011年6月）によると、今後30年以内にマグニチュード（M）7程度の南関東地震が起こる確率は70%、M8程度の東海地震が起こる確率は87%とされています。

9月1日は「防災の日」。この機会にいま一度、親子で防災について話し合い、日ごろの備えを確認しておきましょう。今回は「横浜市民防災センター」の方どのような備えが必要か伺いました。

## ❖ 地震が起きても安全・安心な部屋に

日ごろの備えとして、まず確認したいのは、家の中が安全かどうかです。家具を転倒防止器具で固定する、ガラスに飛散防止フィルムを張る、食器棚に扉開き防止器具を取り付ける、テレビを粘着マットで固定する等の対策を行いましょ。また、寝室や子どもがいる部屋には、なるべく家具を置かないようにすることも大切です。



左から、家具の前下部に敷いて転倒防止するゴム状の安定板、家具の転倒防止ボール、食器棚の中に敷いて食器の落下を防止する滑り止めシート、家具の転倒防止ベルト。防災用品や保存食品はホームセンターなどで手に入る

## ❖ 各家庭で3日分の水と食料を確保

地震が起きた直後は水や食料が手に入りやすく、避難所の備蓄品は数に限りがあるため、各家庭で3日分の水と食料を備えておきましょう。飲料水は一人あたり、1日3リットルが目安。食料は簡単に調理できる保存食品が便利です。赤ちゃんがいる家庭では粉ミルク、レトルトや瓶詰の離乳食を備蓄しておきましょう。

また、トイレの備えもあると安心。断水時に家のトイレでも使える処理袋と凝固剤付きの携帯トイレ、ダンボール箱やバケツを利用して簡単に設置できる簡易トイレなど、快適に使用でき、衛生的に処分できます。

非常用持出品としては、食事用具・衣類・清潔維持用品・医薬品・貴重品など、すぐに持ち出せる場所に置いておきます。赤ちゃんがいる家庭は避難するときの安全を考えて、リュックに哺乳びんや紙おむつを含めて必要最低限のものを詰め、衣類や紙おむつは成長に合わせて入れ替えておきましょう。雨や風から身を守るアルミの

今月は ⇨ **NPO法人**

**ままとんきっず** がお伝えします！

1993年、子育て中のお母さんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっず」を発行。子育て支援センターや、親子が集うサロンの運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊『子育てしながら輝いて生きる—0～6歳育児を楽しくするママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43

TEL/FAX 044-945-8662

URL <http://www.mamaton.jp.org/>



防寒シートや防災ブランケットも役に立つので、季節を問わず常備しておくといでしょう。周りの目が気になる赤ちゃんの授乳時にも使えます。



軽量・コンパクトなので、家族の人数分を用意したい

## ❖ 家族の安否確認の手段を決めておく

地震発生時、家族が一緒にいるとは限りません。普段から家族一人ひとりが名前・住所・電話番号・血液型などを書いた「緊急連絡カード」を持ち歩き、家族の集合場所を決めておきます。また「災害用伝言ダイヤル」「携帯電話災害用伝言板」を利用できるようにしておくことも大切。毎月1日、15日と防災週間（8月30日～9月5日）には体験利用ができるので、家族で試してみたいかがでしょう。横浜市民防災センターでは地震体験、火災の煙や暗闇体験ができます。親子で災害について考えるきっかけになり、心構えもできそうです。

## インフォメーション

### ■ 横浜市民防災センター

横浜市神奈川区沢渡4-7 ☎045-312-0119

午前9時30分～午後4時30分

休館日は第3月曜日（祝日の場合は翌日）

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/bousai/>

### ■ 神奈川県総合防災センター

厚木市下津古久280 ☎046-227-1700

午前9時～午後5時

休館日は月曜（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（土・日曜の場合は開館）

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5115/>

### ■ NTT災害用伝言ダイヤル ☎171

災害発生時に案内に沿って伝言を録音・再生できます



## PROFILE

公益社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部  
代表 杉山 孝博



昭和55年に京都で発足した「呆け老人をかかえる家族の会」が、平成18年に改称。認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指し、つどい・電話相談・普及啓発等を行う。

〈連絡先〉 川崎市幸区南幸町1-31 グレース川崎203号  
☎ FAX044-522-6801

今では2カ月に一度行っています。平成19、20年度には、月に一度芸術療法（アートセラピー）を行い、家族同士、本人同士に交流が生まれてきました。

これらの活動を通じて、本人と家族がそろってできるレクリエーションがあるといいという声に応え、平成21年5月に発足したのが「木曜会」です。この会では、当事者が自分たちでプログラムを考え、四季折々の公園を散策したり、ミニコンサートを楽しんだり、料理や陶芸に挑戦したり、さまざまな体験をしてきました。それぞれの方の性格や好み、要介護度も違うので、プログラムの内容には頭を悩ますところですが、参加者の笑顔で、お互いが元気になる時間です。

これからの課題は、遠くて参加できない地域の人への支援をどうするかという点ですが、今年度から、横須賀で若年期のつどいがスタートするなど、少しずつ進展をしています。

「木曜会」の活動は、当事者が主体となることで、サポーターが少人数でも運営できるというモデルケースになると思います。身近な場所で参加できる、このような活動が増えることで、認知症になっても、本人も家族も笑顔で暮らせる日が来ることを願っています。

（文：世話人 西村典子）

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日頃の取り組みをご寄稿いただきます。

## 認知症になっても笑顔で暮らしたい

数年前、映画「明日の記憶」が公開されたところから、若年期の認知症の問題が、マスメディアで取り上げられる機会が増えてきました。

65歳未満で発症する「若年期認知症」は、男女ともに働き盛りの世代であるため、経済的な問題はもとより、親の介護、子どもの問題、住宅ローンの問題など、老年期発病の場合とは異なる問題があります。

また、社会の第一線で働いてきた当事者にとって、認知症になったという現実を受け止めることは、容易なことではありません。若年期認知症の場合、40歳から介護保険制度を利用できますが、大部分のサービスが高齢者を対象に運営されており、使いたいサービスがほとんどないのが実情です。体が元気で活動的な若年期の人にとっては、スポーツなどで体を動かしたり、外に出掛けたり、社会とかがかわることで生きがいを持って生活できる場が必要です。

「公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部」では、若年期認知症の本人や家族が孤立せず、共に励まし合う場をつくりたいと考え、交流の場を育ててきました。平成13年に家族交流会と講演、介護体験の発表の場としてスタートした「つどい」も、次第に回数を増やし、

## 社会福祉施設 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。  
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

### プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

#### ①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

#### ②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

#### ③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。  
全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

### プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

### プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店  
株式会社 **福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

2011.11.16 2011.12/16

# 福祉社会をひろく 県社協60年

【第五回】 ニーズ把握から協働による取り組みへ

(昭和五十六年～平成二年頃)

昭和五十六年から平成二年の間、個性や多様性を求める時代へと移り変わり、福祉分野においても、地域福祉推進の中心を市町村に位置付けるなど、それぞれの地域特性に合う活動のあり方を施策化する方向性が打ち出されました。こうした中、本会は初めて活動推進計画を策定し、市町村社協や福祉施設との協働を進める一方、全国の先駆けとなった精神保健ボランティアの養成に取り組み始めました。

## 個性化・多様化の時代

この時期、経済的には円高による輸出産業の危機などがありました。昭和六十一年頃からは、いわゆるバブル景気と呼ばれる、長期好況の時期が平成二年まで続きました。

国民生活の重点は、量から質へと移行し、より個人の趣向にあつた生活を求めるようになった結果、個性化・多様化が進み、家庭や個人に多くのゆがみが表面化してきたことが、昭和六十年の国民生活白書で指摘されています。結婚生活期間の長い夫婦の離婚が増え、母子世帯・父子世帯の増加が社会問題となったほか、精神疾患の患者数の増加や自殺率の上昇などの問題も顕在化してきました。また、人口の高齢化が一層進むとともに、核家族化も進み、地域や家庭における在宅福祉活動のニーズも高まりをみせていました。

## 市町村社協への支援

本会では昭和四十五年、発足十年の組織改革で設置した「問題別委員会」を廃止し、総合的な見地から調査研究を行う「総合研究委員会」を設置。昭和五十六年に地域社協との関係における県社協のこれからのあり方を研究しています。そこでは、市町村社協への職員派遣を、県社協と市町村社協の関係を発展させるための突破口として高く評価するともに、今後の拡大が望ましいと提言しました。

この提言に基づいて、昭和五十八年に「地域福祉推進体制事業」、昭和五十九年には「地域福祉推進事業」として、市町村社協への支援を充実させています。例えば、昭和五十六年当時の職員派遣をみると、愛川町社協へは法人化準備支援などで年間百七十一日、小田原市社協には地区社協の活性化などで年間百

四十五日といった具合に、非常に手厚く行っていることが伺えます。

## 活動推進計画を策定

昭和六十二年には、県が「かながわ福祉プラン」を策定し、本会もそれと連動性を持たせた、初めての「活動推進計画」を昭和六十二年三月に策定しました。

この計画では、「地域福祉サービスの推進」「地域福祉推進主体の活動基盤の強化と主体間調整」「福祉意識の醸成」の三つの目標を掲げ、地域福祉を推進する主体（実践体）として、「市町村社協」「施設経営団体・社会福祉施設」「民生委員児童委員」「保護司」「当事者団体・グループ」「ボランティア（グループ）」「県民」の七つを取り上げ、そうした主体と県社協が協働していくという視点で策定されています。「施設経営団体・社会福祉施設」を例にとってみると、「地域福祉サービスの推進方策の研究」「処遇困難ケースや新しい課題に関する研究及び研修の場づくり」などを実施目標に掲げています。

## 処遇困難ケースの研究

同計画に基づいて、昭和六十三年から母子寮・更生施設・児童福祉施設・心身障害福祉施設などにおける、処遇困難ケースの研究が相次いで設置されました。「神奈川県における救護・更生施設等の現状と課題」を副題とした研究会報告書では、「活動推進計画の

なかで、この計画に参加する数多いスタッフの一員として我々更生福祉分科会には、まず施設の基本能力の充実強化を課題として、処遇向上のための専門性の充実強化、『処遇困難ケースの研究』として問題提起されたものである。わが更生福祉分科会においては、従来、問題別研究会として、『アルコール中毒者対策研究会』および『精神障害者対策研究会』を設けて研究会を積んできたところであったが、上記のような提案と主旨をふまえ、昭和六十三年二月二十九日の総会で、六十三年度は精神障害やアルコール依存症その他を総合的に対象とする『処遇困難ケース研究会』を設け、さらに検討を深めて対象者の処遇向上と計画の推進にあたることになった」と記されています。

この研究会は、十四名の研究会委員により論議を深め、「施設の設定・機能・準拠法などの問題」「職員の能力・資質・チームワーク・組織などの問題」「医療をはじめ他社会資源との連携について」の三つの提言をまとめています。

## 精神保健ボランティアの養成

当時、県ボランティア・センターで対応する生活福祉相談やボランティア相談の中に、精神障害のある方から「話し相手がほしい」「働きたい」等の相談が入るようになってきていました。(財)県社会復帰援助会では「精神衛生ボランティア研究会」を開催するなどの

動きがあり、本会はそれを引き継ぐ形で、昭和五十七年に「精神衛生ボランティア研究会」を設置しています。

この委員会では、精神障害のある方が地域で生活していく上では、同じ地域に住む生活者の視点から精神保健ボランティアを育成する必要があり、障害当事者・家族・医療・保健関係者などが委員となり、受講生が精神障害のある方を具体的に支えていく活動を行うためのプログラムを開発しました。昭和五十九年、全国に先駆けて「精神衛生ボランティア講座」を開講し、この講座は、「精神保健ボランティア講座」として、市町村社協を中心に各地で開催されました。その後、受講生によるボランティアグループが相次いで生まれ、昭和六十三年には「県精神保健ボランティア連絡協議会」の結成につながっています。



平成2年、県福祉プラザが相談・情報・学習・福祉機器等展示の4つの基本機能を備え、人生80年時代の県民にむけたセンターとして開設されました

### (年表) 主な動き (昭和56年～平成2年)

昭和56.1	国際障害者年推進本部設置
4	本会から地域社協への職員派遣を本格実施
昭和57.3	中国残留日本人孤児問題懇談会発足
昭和58.5	市町村社協法制化
昭和60.4	県ホームヘルプ協会設立
昭和61.4	チェルノブイリ原子力発電所事故
昭和62.2	県「かながわ福祉プラン」策定
昭和62.4	国鉄分割民営化
昭和63.3	本会「在宅福祉サービス事業連絡会」開催
平成1.3	老人給食活動交流集会開催
平成2.4	県福祉プラザ、県福祉研修研究センター設置

## ニーズを把握し協働で解決を目指す

精神保健ボランティア講座は、相談などから把握された生活課題を、相談者一人の個人的な問題として終わらせることなく、地域のニーズとして汲み上げ、解決を目指して協働の取り組みをつくりあげていくことを目指したものでした。また、施設関係者による処遇困難ケースの検討においても、施設としてどのように対応するべきかという自らの課題にとどまらず、地域の社会資源との連携にも踏み込んで検討しています。

これらの視点は社協活動の原点といえるものです。「社会福祉協議会」とは本来、地域社会のニーズを、さまざまな方々の協働によって解決を目指していく「場」であり、このことを改めて認識し、今後の本会活動の推進に努めていきたいと思えます。

(企画調整・情報提供担当)

## 新たな高齢者福祉の創造を目指して 第10回かながわ高齢者福祉研究大会開催報告

去る七月五日、パシフィコ横浜にて、第十回かながわ高齢者福祉研究大会を開催し、介護現場の最前線で活躍する高齢者福祉従事者、介護・福祉を志す学生等、二千名を

超える参加がありました。この大会は、高齢者福祉を担う「人材確保・育成・定着」を目的に、本会老人福祉施設協議会委員が中心となって立ち上げた実行委員会が企画し、平成十五年の第一回開催へとつなげたものです。



介護技術発表の様子

開催当初は、思ったように参加者や研究発表のエントリーが集まらず、五十題の発表にとどまるなど、運営面に課題を抱えた時期でもありました。そこで、自分たちのための研究大会として、改めてそのあり方を見直し、形式的な式典の廃止、学生の発表参加と参加費無料化、単独で開催してきた就職相談会の統合等の工夫を重ね、発展させてきました。

研究発表の内容では、介護保険制度改正等を中心に、高齢者福祉の動向を反映したテーマに関心が高まる一方、発表者も新人職員から施設長まで、多様な立場や職種へと広まっています。また、発表に用いられる

パワーポイント データに動画・音声を取り入れるなど、発表の内容や手法も年々厚みが出てきています。そのような傾向の中で、第十回大会では人材育成や介護・医療職との連携等をテーマとした発表が多く寄せられました。中でも、医療機関で導入されているプリセプターシップ（先輩職員が一定期間マンツーマン指導者となつて、新人職員の育成を行うシステム）の導入事例や事業所間交流の事例、たん吸引や褥瘡（じょくそう）治療にかかわる看護職と介護職の連携等の発表は、多くの参加者の注目を集め、「自分の施設でも取り入れられそう」などの感想も聞かれました。

新プログラムとして今大会より導入された介護技術発表では、十二組二十四名の発表者が、「食事・介護食」「排泄」「更衣」「転倒発見時の対応」の四部門に分かれ、介護技術を発表。実技型の発表という新しい試みに、多くの参加者の関心が集まり、会場にはぎわいを見せました。発表者が

らは「客観的に見られることで初心に返ることができた」等の感想が聞かれ、参加者からは、今後もプログラムの継続を望む声が多く聞かれました。初めての試みということもあり課題もありましたが、優れた技術の共有化や自らの介護の振り返りの場として活用されるよう、次大会でのさらなる発展が期待されます。

そのほかにも、介護技術発表と関連させた、田中義行さん（福ひまわり福祉会）による「根拠に基づいた介護技術」をテーマにした講演が行われたほか、就職相談コーナー（八

十七法人・九十二ブース）、協賛企業による介護用品・福祉機器等の展示コーナー（二十八社・三十二ブース）も設置され、いずれも過去最大規模の開催となりました。多くの高齢者福祉従事者や教育関係者等の熱意に支えられ、全十回の大会で、延べ千二百九十三題の発表を数えることができました。かながわ高齢者福祉研究大会は、今後も本県の高齢者福祉・介護福祉の最前線を発信していきます。

☎ 045-311-1424  
（社会福祉施設・団体担当）

### 〈研究発表・優秀賞〉

演題名	法人名/施設名	発表者/共同発表者
施設全体で褥瘡治療のスキルアップを目指して！～そのアプローチの一つとしてのポジショニング～	(福)敬愛/特別養護老人ホームけいあいの郷緑園	小沼敦
「予約だよ」～フットケアから学んだこと～	(福)竹生会/芭蕉苑介護老人福祉施設	青木千秋/吉野広美
一人ひとりを大切にできるコミュニケーションご利用者・職員間の言葉のギャップ	(福)神奈川県社会福祉事業団/横須賀老人ホーム	可香未来子
プリセプターシップの導入～共に学び、共に成長する！～	(福)若竹大寿会/介護老人福祉施設わかたけ富岡	伊東英美/中西亮子
「大間の鮎寿司」への挑戦!! 15か月ぶりの経口摂取への取り組み	(福)奉徳会/特別養護老人ホームかわいの家	工藤晴美/下元昌平、畑一道
良質な眠りへのとりくみ「眠りスキャン」活用による睡眠の分析	(福)清光会/特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑	佐藤登/佐々木庸之
命の支援・感動のストーリー「ありがとう」が施設のターミナルケアを支える	(福)寿/グリーンヒル泉横浜	野中透/開正光、山口晴、川畑智恵美
医療行為を要するご利用者様のニーズに応えるために	(福)若竹大寿会/介護老人福祉施設わかたけ富岡	中里知広
ジュースであなたのおしっこはきれいになる	(福)大和清風会/高齢者介護福祉施設サンホーム鶴岡	山野美津子/中村米子
不適切なこととしてない? 権利擁護を踏まえたケアを思い出す取り組み	(福)中川徳生会/ピオラ川崎	福原洋之
家族から得たもの～家族との協働・意見交換会～	(福)若竹大寿会/介護老人福祉施設わかたけ富岡	福尾恵子
私の大切なもの	(福)三育福祉会/特別養護老人ホームシャローム	豊田浩之
デイサービスで始めた「腹臥位療法」みんなに効果が期待できる機能訓練	(福)藤瀬会/介護支援センターあけぼの会	高橋秀行/松下秀明、菅原雪恵
なぜつくる・どうつくる地域のネットワーク	(福)ユーアイ二十一/特別養護老人ホーム太陽の家	伊藤優子/千葉順子

### 〈介護技術発表・優秀賞〉

演題名	法人名/施設名	発表者
食事・介護食	(福)相模福祉村/特別養護老人ホーム緑JOY	池上透、小松美真
排泄	(福)横浜市福祉サービス協会/横浜市福祉サービス協会南介護事業所	高倉香、北村麗子
更衣	(福)ワケン福祉会/特別養護老人ホームワケン新横浜	齋藤慶太、三竹紀美子
転倒発見時の対応	(福)敬愛/特別養護老人ホームけいあいの郷緑園	當間雄二、久我美智子

※ホームページに大会プログラム等を掲載しています。  
URL <http://www.kanagawafukushitaikai.jp/index.html>

## 県社協新役員・評議員紹介

- ◇理事＝山口信郎（県保護司会連合会）、戸塚英明（相模原市社協）
- ◇評議員＝赤間源太郎（相模福祉村）、中山茂、田邊富士雄（以上、県保護司会連合会）、石井元二（相模原市社協）、佐藤信雄（厚木市社協）、鎌田良一（神奈川新聞厚生文化事業団）、岩澤正俊（県保健福祉局地域福祉部）、小野間重雄（県市長会）、三科清高（県町村会）

## 役員会の動き

- ◇理事会＝7月27日(水)①正会員の入会申込み②評議員の選任③各種委員会委員の選任④政策提言委員会の設置⑤平成23年度県社協一般会計補正予算(案)
- ◇評議員会＝7月25日(月)①理事の選任

## 新会員紹介

- 【経営者部会】(福)幸会、(福)川崎大師福祉会
- 【施設部会】山辺保育園、さいわい保育園、特別養護老人ホーム幸園、介護老人福祉施設藤沢愛光園、特別養護老人ホームゆとりあ、らいらっく保育園、mai!えるしい、市場保育園、特別養護老人ホーム田谷の里、至誠館さくら乳児院、かたつむりの家、あけぼの

## 福祉のしごとを知る懇談会 (地域開催)のご案内

毎回2名の福祉施設職員が、福祉・介護の仕事内容や日々の仕事から感じるやりがい、就職活動の体験談な

どを語り、参加者の疑問に答えます。

- ◇日時＝①9月21日(水)午後1時～午後4時、②10月11日(火)午後1時～午後4時
- ◇会場＝①ハローワーク横須賀、②横浜国際福祉専門学校
- ◇対象＝福祉・介護の仕事に関心のある方ならどなたでも
- ◇定員＝各回30名(要事前申込)
- ◇参加費＝無料
- ◇申込方法＝参加希望日・氏名・連絡先を電話、ファクスまたはメール
- ◇問合先＝本会かながわ福祉人材センター  
☎045-312-4816 FAX045-313-4590  
E-mail jinzai@knsyk.jp
- ※講師等詳細はホームページ掲載  
URL <http://www.knsyk.jp/jinzai/index.html>

## 2011年度社会福祉士実習指導者講習会開催のご案内

厚生労働省からの委託を受け相談援助実習を行う、実習指導者の資質向上を目指して実習指導者講習会を開催します。

- ◇日時＝12月17日(土)～18日(日)
- ◇場所＝ウィリング横浜
- ◇受講資格＝次の①と②を満たす方、①社会福祉士、②現に実習指導者として従事しているか、もしくは実習指導者になろうとする者
- ◇受講費＝日本社会福祉士会会員1万円、非会員1万5000円(入会手続中は会員扱い)
- ◇申込期間＝9月1日(木)～16日(金)
- ◇申込方法＝所定の申込書により、郵送またはファクス
- ◇問合先＝(社)神奈川県社会福祉士会事務局

☎045-317-2045 FAX045-317-2046  
※開催要項等はホームページ掲載  
URL <http://www.kacsw.or.jp>

## 平成23年度福祉車両助成 公募のご案内

県内において社会福祉法に基づく第1種及び第2種社会福祉事業を行う、社会福祉法人・財団法人格を有する施設・団体に対し、福祉車両助成の公募を行います。

- ◇応募期間＝9月1日(木)～20日(火)
- ◇応募方法＝8月8日(月)～9月20日(火)の間、下記いずれかのホームページをご覧ください。  
URL <http://www.kykk.com>  
<http://www.kykk.com/fukushi>
- ◇問合先＝神奈川福祉事業協会  
☎045-322-2012

## 寄附金品ありがとうございました

- 〈一般寄附金〉協隆志
- 〈子ども福祉基金〉佐藤和成、山田美和
- 〈ともしび基金〉内田靖夫、かざぐるまの会、沖山英子、高橋民雄、関野光枝、太田雄造、自然環境保全センター、吉野聖子(合計169,763円)
- 〈寄附物品〉横浜市立折本小学校5年1組、神奈川県定年問題研究会  
(いずれも順不同、敬称略)

## 地域福祉(ともしび)推進助成金 申請受付中!

- ◆助成金15万円以内  
⇒12月末まで随時申請受付
- ◆助成金16万円以上  
⇒12月末まで2回申請受付
- 【問合先】本会ともしび運動推進担当  
☎045-312-4813

## — 社会福祉施設の設計監理 —

# 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪2-19-17-808  
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772  
E-Mail [yasue@yasue-sekkei.co.jp](mailto:yasue@yasue-sekkei.co.jp)  
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 印刷の事ならおまかせください ●

● 冊子印刷 ●  
● 名刺印刷 ●  
● 封筒印刷 ●  
● 各種印刷 ●

お気軽にご相談ください!

株式会社 **あんざい**  
横浜市港南区下永谷3-24-29  
TEL 045-822-8497  
FAX 045-824-1303  
mail: [anzai@p-anzai.jp](mailto:anzai@p-anzai.jp)

## 笑顔や幸せの輪を広げるために

### 自死遺族支援自助グループ「あんじゅ」

年間の自殺者数が三万人を超え続け、依然として高い水準で推移する中、自殺予防や自殺者親族等に対する支援が施策に位置付けられています。遺族を支援する民間の団体も生まれ、その多くは「死にたくて死んだのではない、自ら死を選ぶしかなかった」という意味で、自死という言葉を使います。今回は、自死で子どもを失った家族を支援する自助グループ「あんじゅ」代表の南山みどりさんに、お話を伺いました。

### 遺された家族の苦しさ

自死で子どもを失った家族は、喪失感だけでなく、罪悪感や自責の念を抱えることが少なくありません。そうした家族の一人である南山さんも、周りに責められたり、自分自身が許せなかったりと、長い間苦しみました。しかし、日々を丁寧に生きようと思えた時から、「少しでも同じような体験をされた方のお役に立てることがあれば」と考えるようになり、さま

### 生きていくための支援をしたい

かけがえのない大切な存在を失った時、特に子どもを亡くしたり、身近な人を自死で亡くす経験をすると、表現できないほどの深い悲しみを抱えます。再び生きていくというエネルギーを取り戻すためには、心の中に閉じ込めていた自らの気持ちを、安心して、繰り返し何度も語ったり、誰かに聞いて



思いを語っていただくためにも、ただ聴くだけでなく、気持ちに寄り添って対話することが大切という南山さん

てもらえたという実感を得ることが大切です。同じ経験をした者同士で語り合える場合は、そうした機会としてとても重要です。しかし、同じ経験をされた者だけが考え、寄り添えば良いわけではありません。苦しいということを言えずにいた人が、ようやく苦しいと言えた時、相談窓口など最初につながった場面での一つひとつの対応がとても大切と南山さんは言います。それは、相談だけでなく、地域、学校、職場など、さまざまな場面において、私たち一人ひとりができることでもあります。

「生きる支援、生きていくための支援をしたいのです。そして笑顔や幸せの輪を広げていきたい」という南山さんとスタッフの思いが、「あんじゅ」の活動を支えています。

（市町村社協支援・福祉ボランティア活動支援担当）

「あんじゅ」は、電話や来所による相談を中心に活動しています。まずは、お電話にてご相談ください

活動日：毎月第2木曜日

◆電話相談  
午前11時～午後1時  
☎045-312-1121(内3502)

◆来所相談  
午後1時30分～午後3時30分  
かながわ県民センター15階  
第2相談室  
参加費500円(お茶・資料代)  
ホームページ  
<http://www1.c3-net.ne.jp/aniju/>

広告

## 防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

### 家族防災会議を開きましょう！

（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

9月1日は「防災の日」です。1923年（大正12年）に関東大地震が発生した日であり、地震防災等に準備をしてもらうために、1960年（昭和35年）に閣議了解により「防災の日」とされました。行政や公共機関、民間企業だけでなく、自治会・自主防災組織等で防災訓練が実施されますが、皆さんもこの機会に家族の方々と防災会議を開き、近所の広域避難地（場所）や危険な場所を確認したり、避難袋の中身を確認しましょう。



〈避難地（場所）のマーク〉

消防用設備の  
安心を保障します



（財）神奈川県消防設備安全協会  
☎ 045-201-1908

「福祉タイムズ」への「意見・感想」をお待ちしています！  
kikkaku@knsyk.jpまでお寄せください。

発行日 2011年平成23年8月15日 毎月1回15日発行 発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2  
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302 編集発行人 鈴木和夫

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所